## 別 紙 1

番号	510
特定事業の名称	特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業
措置区分	法律
<del>団員と刀</del> 特例措置を講ずべ	
き法令等の名称及	
ではる。 ではは である。	
	- 行刑施設においては、被収容者の収容及び処遇に関する事務をつかさどる
	り、一般では、これでは、彼い谷台のい谷及び処理に関する事務をうかってる。ところ、その内容としては、収容の目的を達成するために被収容者に対し処
	) からないでは、収合の自的を達成するために被収合省に対し処分等を行う権力的な事務から給食、洗濯、清掃などの非権力的な事務まで幅
定	
	広い事務を行っている。これらの事務については、監獄法では、行刑施設の 長又は刑務官により処理することが前提とされており、その処理の権限を行
性例世界の中容	刑施設の長又は刑務官以外の者に委任することは認められていない。   1. 地方の共団体が、その記字まる構造的某情別区域内に行刑統領(光学
特例措置の内容	1 . 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に行刑施設(当該 構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保
	されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力
	を活用することとしても事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、か
	つ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものと
	して法務大臣が定める要件( 1)に該当する行刑施設をいう。)が所在し、か
	つ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の
	活性化を図るため、当該行刑施設において当該構造改革特別区域内に事務
	所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されること
	が必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたとき
	は、当該認定の日以後は、当該行刑施設の長は、当該行刑施設の所在地を
	管轄する矯正管区の長(以下「管轄矯正管区長」という。)の登録を受けた法
	人(当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。)
	に、当該行刑施設並びにこれに付設された労役場及び監置場における同法
	その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務のうち、
	以下に掲げるものの全部又は一部を委託して行うことができる。
	(1) 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診
	断、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
	(2) 受刑者の分類のための調査の実施
	(3) 被収容者の行動の監視及び施設の警備(被収容者の行動の制止その
	他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。)
	(4) 被収容者の着衣、所持品及び監房の検査並びに健康診断の実施((1)
	に掲げるものを除く。)
	(5) 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
	(6) 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要
	な検査の補助
	(7) 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の 補助(信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別するこ
	とができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための言はとしては教士氏が字やる言は(こ)によるものに関え、)
	めの方法として法務大臣が定める方法( 2)によるものに限る。) (8) 被収容者の携有する物の領置及び被収容者に対する差し入れの許否
	の処分をするために必要な検査の実施 (9) 被収容者の領置物(金銭を除<。)の保管
	(10) その他(1)から(9)の事務に準ずるものとして政令で定める事務
	(10) ての他(1)から(9)の事務に挙するものとして政マで定める事務 2.上記1.の登録は、法務省令( 3)で定めるところにより、委託を受けて上
	2. 工記1. の豆蹊は、活物自マ( 3) に足めることろにより、安託を支げて工記1.(1)から(10)に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事
	部1、(1)から(10)に拘ける事務を11の7とする法人の中間により、その事 務の範囲を限って行う。
	3.管轄矯正管区長は、上記2.による申請をした法人が次に掲げる要件の
	すべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。
	(1) 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能
	(1) 当該中間にはる事物を過止がり確実に逐行するに定りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。
	プ並びに経達的基礎を有する有でめること。 (2) 下記6.により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない
	(2) 下記り、により豆鋏を取り用され、その取用しの口から2年を経過しない。
	日 へなさし

- (3) 役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。下記5.において同じ。)のうちに以下のいずれかに該当する者がないこと。
- ア 成年被後見人若し〈は被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権 を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は下記8.に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 4.行刑施設の長は、上記1.による委託をしたときは、その委託を受けた法人(以下「受託者」という。)に対し、当該委託に係る事務(当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下「委託事務」という。)の実施の基準その他必要な事項を示すものとする。
- 5.行刑施設の長は、受託者又は委託事務従事者(受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下同じ。)が、下記7.若しくは下記8.に違反し、上記4.により行刑施設の長が示した事項に違反し、又は委託事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 6.管轄矯正管区長は、上記1.の登録を受けた法人が以下のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若し 〈は一部の停止を命ずることができる。
- (1) 不正な手段により上記1.の登録を受けたとき。
- (2) 上記3.の(1)又は(3)のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (3) 法第11条の規定若し〈はこれに基づ〈命令又は上記5.による指示に 違反したとき。
- 7. 受託者は、上記3.の(3)アからウまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。
- 8.委託事務従事者又は委託事務従事者であった者は、その委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(違反した場合には、1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金に処する。)。
- |9.委託事務従事者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公 務に従事する職員とみなす。
- (1)告示において、(1)都道府県警察、消防機関、保健所等の関係機関、及び自治会、業界団体等の関係団体からの理解と協力が得られ、緊密な連携が確保されていること、(2)犯罪傾向の進んでいる受刑者を収容する施設でないことを要件として定める。
- 2)告示において、(1)信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分 けて実施すること、(2)外形の検査は、(イ)受信書にあっては、受取人が収 容されているかどうか、(ロ)受刑者の信書にあっては、信書を発受することを 禁止された者であるかどうか、(八)受刑者が発する信書にあっては、制限さ れた通数を上回っているかどうか、(ニ)信書以外の物若し〈は書類、第三者 あての信書若し〈は第三者からの信書又は危険物若し〈は禁制品が混入して いるかどうかについて実施すること、(3)内容の検査は、(イ)暗号の使用そ の他の理由によって、理解できない内容であるかどうか、(ロ)発受によって、 |刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれが ある記述があるかどうか、(八)発受によって、施設の規律及び秩序の維持を 害する結果を生ずるおそれがある記述があるかどうか、(二)その他(イ)から (八)に掲げる事項に準ずる記述があるかどうかについて実施すること、(4) 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことはできないこと、(5)委託 事務従事者は、検査の結果、信書の全部又は一部が(2)又は(3)のいずれ |かに該当することが明らかとなった場合は、 直ちに当該信書を刑務官に提出 することを方法として定める

	(3)法務省令において、登録を受けようとする法人は、管轄矯正施設の長
	に(1)法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、(2)事務を 行おうとする事務所又は事業所の名称及び所在地、(3)事務を開始しようと
	する年月日、(4)事務の範囲を記載した申請書を提出し、当該申請書には、 (1)事務を行うに足りる技術的能力を説明する書類、(2)直前3年の各事業
	年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納
	付済額を証する書類、(3)定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、(4)役員 の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る。)及び当該役員が上記3.
	の(3)アからウのいずれにも該当しないことを誓約した書面を添付することを 定める。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い	特になし
必要となる手続き	

番号	511 · 929
特定事業の名称	特定行刑施設における病院等の管理の委託促進事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべ	監獄法、医療法
き法令等の名称及	
び条項	
特例措置を講ずべ	監獄法には、国が行刑施設内に開設した病院等の管理を他の医療機関に委
き法令等の現行規	託しようとする場合において、管理を受託した医療機関に対する国の監督規
定	定が設けられていないことから、病院等の管理を委託することができない。
	また、行刑施設内の設備等を被収容者以外の者に利用させることは想定さ
	れておらず、他の医療機関に地域住民への医療を提供するため診療設備等
	を利用させることができない。
特例措置の内容	1.地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に行刑施設(その
	施設内に国が開設した病院又は診療所(以下「施設内病院等」という。)の管
	理を公的医療機関開設者等(当該地方公共団体又は医療法第31条に規定
	する者その他政令で定める者( )であって当該地方公共団体が指定するも
	のをいう。以下同じ。)に行わせることが当該行刑施設並びにこれに付設され
	た労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資する
	ものと認めて法務大臣が指定したものをいう。)が所在し、かつ、当該構造改
	革特別区域内における医療の充実を図るため、当該行刑施設の建物の一
	部、設備、器械及び器具(以下「診療設備等」という。)が被収容者以外の者
	に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総
	理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国
	は、公的医療機関開設者等に委託して当該施設内病院等の管理を行わせる
	とともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設
	者等に当該行刑施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利
	用させることができる。
	2.法務大臣は、上記1.の委託に係る施設内病院等の管理の適正を期する
	ため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状
	況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがで
	<b>きる</b> 。
	3.上記1.に係る施設内病院等の管理の事務に従事する医師その他の従
	業者又はこれらであった者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を
	正当な理由がな〈漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	に処する。
	( )政令において、(1)医療法第7条の2第1項第2号から第8号までに掲げ
	る者及び同条第6項に規定する独立行政法人、(2)国立大学法人法第2条
	第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定
	する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人、(3)社会福
	祉法第22条に規定する社会福祉法人、(4)民法第34条の規定により設立
	された法人とする。
同意の要件	特になり
特例措置に伴い	特になし
必要となる手続き	

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべ	私立学校法第31条第1項
き法令等の名称及	
び条項	
特例措置を講ずべ	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設
き法令等の現行規	立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合
定	するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体(以下「協力地方公共団体」という。)の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下「協力学校法人」という。)
同音の亜州	を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの(以下「指定設立予定者」という。)が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定(寄附行為認可の手続き(資産審査))にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件(資産要件)に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	
特例措置に伴い必要となる手続き	1.特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。 2.協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。 (1) 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請(2) 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出 (3) 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請 (4) 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項(学校教育法施行令第23条の規定による高等学校の学科の設置廃止、市町村の設置する高等学校又は幼稚園の分校の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更)の認可の申請
	(5) 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更 等についての届出

- 3.協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に 掲げる事項を定めた基本計画(以下「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければならない。
- (1) 教育目標に関する事項
- (2) 収容定員に関する事項
- (3) 授業料等の納付金に関する事項
- (4) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関 する事項
- (5) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- (6) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科 学省令で定めるもの(入学者の選抜に関すること等)
- 4.公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする 者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しよう とする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者 としての指定を受けなければならない。
- 5.協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づ 〈公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行う ことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしては ならない。
- 6.協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、 公私協力基本計画を変更することができる。
- 7.協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定(財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等)の適用を妨げない。
- 8.協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ(公私協力年度計画においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど)により、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画(以下「公私協力年度計画」という。)及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 9.協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
- 10.協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に 掲げる権限を有する。
- (1) 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- (2) 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著し〈超えて入学又は 入園させた場合において、その是正を命ずること。
- (3) 当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づ〈協力地 方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の 解職をすべき旨を勧告すること。
- 11.助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会 計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を 作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。

- 12.協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10.の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
- 13.協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。
- 14.協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
- 15.協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
- 16.教育基本法第9条第2項の規定(特定の宗教のための宗教教育等の禁 止)は、公私協力学校について準用する。